

証券コード 7068
2026年8月6日
(電子提供措置開始日) 2026年7月31日

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目2番6号
フィードフォースグループ株式会社
取締役社長 加 藤 英 也

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://feedforcegroup.jp/ir/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」より、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フィードフォースグループ」又は「コード」に当社証券コード「7068」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年8月20日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付に際しましては、末尾の「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付のご案内」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月21日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区南青山一丁目2番6号
ラティス青山スクエア3階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第21期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第5号議案まで）＞

第1号議案 資本金の額の減少の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

＜株主提案（第6号議案）＞

第6号議案 定款一部変更の件

上記各議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりです。

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案においては「賛」、株主提案においては「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ①事業報告の「企業集団の現況（直前3事業年度の財産及び損益の状況／対処すべき課題／主要な事業内容／企業集団の主要拠点等／使用人の状況／主要な借入先の状況／その他企業集団の現況に関する重要な事項）」「会社の現況（株式の状況／新株予約権等の状況／会計監査

人の状況／業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況／会社の支配に関する基本方針／剰余金配当等の決定に関する方針)」

②連結計算書類

③計算書類

当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

### **株主総会ライブ配信のご案内**

本株主総会当日に会場へご出席されない株主様のために、YouTubeライブを利用し、インターネット上にてライブ配信（ハイブリッド参加型バーチャル株主総会）を行う予定です。このライブ配信は一般公開で行い、どなたでも視聴することができます。

視聴及び事前質問をご希望される株主様は、本招集ご通知末尾の「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付のご案内」をご確認いただき、ご視聴ください。

#### **ライブ配信及び事前質問に関するご注意事項**

- ◎株主総会ライブ配信の視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において質問、議決権行使、動議その他のコメント等を行うことができない旨を予めご了承の上、ご視聴いただけますようお願い申し上げます。本ライブ配信を視聴される株主様におかれましては、事前の議決権行使をお願いいたします。また、当日に会場へご出席されない株主様で質問をご希望の株主様におかれましては、本招集ご通知末尾に記載の方法により、事前に質問をお送りいただくことができます。
- ◎当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席付近のみといたしますが、やむを得ずにご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ◎当社の通信環境につきましては、万全を期して準備しておりますが、回線の状況等により映像や音声に中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ご使用端末の機種・性能等やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。株主総会当日におきましても接続できない、音声が聞こえない等の個別のお問い合わせに対応することはできかねますので予めご了承ください。
- ◎視聴いただけなかった株主様への録画・音声データのご提供及び後日のオンライン配信等は実施いたしませんのでご了承ください。
- ◎ライブ配信の映像や音声データを録画・録音並びに公開・転載・複製し、第三者に提供することを禁止いたします。
- ◎今後の状況により実施内容が変更となる可能性もございます。対応状況等につきましては、随時当社のIRサイト（<https://feedforcegroup.jp/ir/>）に掲載してまいりますので、適宜ご確認いただけますと幸いに存じます。

# 事業報告

(2025年6月1日から)  
(2026年5月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの主要な事業領域である国内インターネット広告市場の2025年の市場規模は、社会の動画広告需要の高まりを背景に堅調に伸長し、前年比10.8%増の4兆円と過去最高を更新しました。総広告費における構成比は50.2%と初めて過半数に達し、広告市場全体の成長をけん引しております（出典：株式会社電通「2025年日本の広告費」）。また、消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場は、経済産業省による2024年の調査「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」によると、国内のBtoC-EC市場の市場規模は前年比で1.3兆円、5.1%増の26.1兆円と引き続き拡大しています。物販系分野のBtoC-EC市場規模については、伸び率はやや鈍化したものの、2024年は前年比3.7%増の15.2兆円となり拡大基調が続いております。また、EC化率（全ての商取引市場規模に対する電子商取引市場規模の割合）も前年比0.4ポイント増の9.8%となるなど、BtoC-EC市場は依然として着実な成長を続けております。

当社グループは「『働く』を豊かにする。～B2B領域でイノベーションを起こし続ける～」をミッションに掲げ、「プロフェッショナルサービス事業」、「SaaS事業」、「DX事業」の3セグメントにおいて事業を展開しております。セグメント間のシナジー効果を発揮する組織体制は当社グループの最大の強みであり、それに加えて、収益性・安定性・成長性において異なる特性を有しているため、利益を拡大しつつ成長投資を推進してまいりました。

当連結会計年度においては、プロフェッショナルサービス事業における安定的な運用体制の構築及び組織基盤の強化を進めるとともに、SaaS事業においては、機能強化を推進し、継続的な成長を支えるプロダクト基盤の強化に取り組みました。また、DX事業においては、連結子会社である株式会社フィードフォースの「Omni Hub」事業を、同じく連結子会社である株式会社リワイアへ承継しDX事業へ集約しました。更に、Shopifyに特化した顧客分析ツールを提供する株式会社ECPowerを完全子会社化し、EC支援領域における事業基盤の強化を図りました。こうした基盤整備と並行して、各事業における収益の柱を強化するとともに、エンタープライズ案件の拡大、新市場への展開、新サービスの開発を加速させることで、持続的な企業価値の向上を実現してまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は下表の通りとなりました。  
 (連結業績)

(単位：百万円)

| 区分              | 2025年5月期<br>(累計) | 2026年5月期<br>(累計) | 増減率 (%) |
|-----------------|------------------|------------------|---------|
| 売上高             | 4,373            | 4,912            | 12.3    |
| EBITDA          | 1,789            | 2,188            | 22.3    |
| 営業利益            | 1,592            | 1,981            | 24.4    |
| 経常利益            | 1,527            | 1,956            | 28.1    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,002            | 1,445            | 44.2    |

※EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却額（販売費及び一般管理費）

セグメント別の経営成績は、次の通りであります。  
 <セグメント区分について>

| セグメント名              | 所属サービス、所属カンパニー                                                                                   | 詳細                                                                         |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| プロフェッショナル<br>サービス事業 | 「Anagrams」 アナグラム(株)<br>「DF PLUS」 (株)フィードフォース                                                     | デジタルマーケティングサービス<br>（広告マーケティング支援、インター<br>ネット広告運用代行、データフィード<br>構築運用）         |
| SaaS事業              | 「ソーシャルPLUS」 (株)ソーシャルPLUS<br>「CRM PLUS on LINE」 (株)ソーシャルPLUS<br>「dfplus.io」 (株)フィードフォース           | サブスクリプション型ツール提供サー<br>ビス（ソーシャルログイン・メッセー<br>ジ配信ツール、データフィード管理<br>ツール）         |
| DX事業                | 「Omni Hub」 (株)リワイア<br>「どこポイ」 (株)リワイア<br>「App Unity Xross ID&IDP」 (株)リワイア<br>「Shippinno」 シッピーノ(株) | EC事業支援サービス<br>（Shopifyアプリ開発、EC構築支援<br>サービス、IDソリューション、ECの<br>出荷・受注業務自動化ツール） |

## 〈セグメント別業績〉

(単位：百万円)

| セグメント名              | 区分   | 2025年5月期<br>(累計) | 2026年5月期<br>(累計) | 増減率 (%) |
|---------------------|------|------------------|------------------|---------|
| プロフェッショナル<br>サービス事業 | 売上高  | 2,637            | 2,999            | 13.7    |
|                     | 営業損益 | 1,122            | 1,278            | 13.8    |
| SaaS事業              | 売上高  | 1,259            | 1,365            | 8.4     |
|                     | 営業損益 | 483              | 559              | 15.6    |
| DX事業                | 売上高  | 476              | 546              | 14.9    |
|                     | 営業損益 | △14              | 144              | —       |
| 合計                  | 売上高  | 4,373            | 4,912            | 12.3    |
|                     | 営業損益 | 1,592            | 1,981            | 24.4    |

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は40百万円で、その主なものは、パーソナルコンピューター等オフィス内の器具備品によるものであります。なお、これらの資産は、全社共用資産としているため、セグメントごとの記載はしていません。また、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として300百万円の調達を行いました。

### ④ 重要な企業再編等の状況

- ・当社の連結子会社の株式会社フィードフォースは、2025年6月1日を効力発生日として、当社の連結子会社の株式会社フラクタを吸収合併いたしました。
- ・当社の連結子会社の株式会社フィードフォースは、2025年6月1日を効力発生日として、「Omni Hub」事業を当社の連結子会社の株式会社リワイアに承継させる吸収分割を行いました。
- ・当社は、2026年4月1日付で株式会社ECPowerの株式を取得して連結子会社とし、2026年5月1日付で簡易株式交換により同社を完全子会社といたしました。

## (2) 重要な子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                             | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                                            |
|-----------------------------------|-------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア ナ グ ラ ム 株 式 会 社                 | 10百万円 | 100.00%  | コンサルティング事業、広告運用代理事業、マーケティング支援事業                                                          |
| 株式会社フィードフォース                      | 10百万円 | 100.00%  | データフィード運用アウトソースサービスの提供、データフィード管理ツール「dfplus.io」の開発及び提供                                    |
| 株式会社ソーシャルPLUS                     | 10百万円 | 100.00%  | ソーシャルログイン&メッセージ配信ツール「ソーシャルPLUS」及びLINE活用CRM基盤Shopifyアプリ「CRM PLUS on LINE」の開発及び提供          |
| 株 式 会 社 リ ワ イ ア                   | 10百万円 | 100.00%  | コマースのデジタル化支援、ECシステム・関連アプリ開発、ポイント機能Shopifyアプリ「どこポイ」及びOMOを支援するShopifyアプリ「Omni Hub」等の開発及び提供 |
| 株 式 会 社 E C P o w e r             | 22百万円 | 100.00%  | 顧客分析Shopifyアプリ「ECPower」の開発及び提供                                                           |
| シ ッ ピ ー ノ 株 式 会 社                 | 10百万円 | 100.00%  | ECの出荷・受注業務自動化ツール「SHIPPINNO」の開発及び提供                                                       |
| FEEDFORCE VIETNAM COMPANY LIMITED | 51百万円 | 97.19%   | 越境EC支援                                                                                   |

### ③ 連結会計年度末における特定完全子会社の状況

|                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | アナグラム株式会社         |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目4番4号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 5,757百万円          |
| 当社の総資産額                         | 7,539百万円          |

## 2. 会社の現況

### 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2026年5月31日現在）

| 会社における地位            | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                  |
|---------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 会 長       | 塚 田 耕 司 | (株)フィードフォース代表取締役<br>アナグラム(株)取締役<br>(株)リワイア取締役<br>シッピーノ(株)代表取締役<br>(株)ソーシャルPLUS代表取締役      |
| 取 締 役 社 長           | 加 藤 英 也 | (株)リワイア代表取締役<br>(株)ソーシャルPLUS取締役<br>(株)フィードフォース取締役<br>アナグラム(株)取締役                         |
| 取締役（常勤監査等委員）        | 島 田 憲 和 | 島田憲和公認会計士事務所所長<br>(株)フィードフォース監査役                                                         |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） | 浦 勝 則   | 東京丸の内法律事務所パートナー弁護士<br>FANTAS technology(株)社外監査役<br>(株)スタイルポート社外取締役（監査等委員）<br>(株)MCJ社外取締役 |
| 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） | 佐 藤 康 夫 | アトラ(株)会長                                                                                 |

（注）1. 取締役島田憲和氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査等委員島田憲和氏は、島田憲和公認会計士事務所所長及び(株)フィードフォース監査役であります。公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員浦勝則氏は、東京丸の内法律事務所パートナー弁護士、FANTAS technology(株)社外監査役、(株)スタイルポート社外取締役（監査等委員）及び(株)MCJ社外取締役であります。弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員佐藤康夫氏は、アトラ(株)会長であります。デジタルマーケティングやインターネット広告事業における豊富な経験と高い見識を有しております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、島田憲和氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役の島田憲和氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づ

き、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

- ③ 補償契約の内容の概要  
該当事項はありません。

- ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役に加え、当社管理職従業員を含むものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害等が補填されることとなります。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

- ⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬額等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について、監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当社取締役会は当事業年度の取締役の個人別の報酬額は以下決定方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

a. 基本報酬の額又はその算定方法

個人別の基本報酬は、職責に応じて同業他社や同規模企業の水準及び当社グループの従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定するものとしております。

b. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法

個人別の業績連動報酬等は、導入しておりません。

c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法

個人別の非金銭報酬等は、基本報酬とは別枠で、株式報酬（ストック・オプション又は譲渡制限付株式）を定期的に付与することとし、職責に応じて同業他社や同規模企業の水準及び当社グループの従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定す

るものとしております。

d. 基本報酬又は非金銭報酬等の額の個人別の報酬等に対する割合

個人別の報酬等は、基本報酬と非金銭報酬等により構成し、非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の総額に対する割合は、最大で50%となるよう設計することとしております。

e. 報酬等を与える時期又は条件

基本報酬は毎月支給し、非金銭報酬等は毎事業年度9月から5月までの期間内に一度付与することができることとしております。

f. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項及び個人別の報酬等の内容の決定方法

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長塚田耕司がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。

g. 報酬等の内容についての決定の方法（f.を除く。）

個人別の非金銭報酬等の内容は、取締役会で決定するものとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                             | 報酬等の額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|---------------------------------|----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                                 |                | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(監査等委員を除く。)<br>(うち社外取締役) | 44<br>(－)      | 43<br>(－)        | －<br>(－)    | 1<br>(－)   | 3<br>(－)              |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)        | 10<br>(10)     | 10<br>(10)       | －<br>(－)    | －<br>(－)   | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)                 | 54<br>(10)     | 53<br>(10)       | －<br>(－)    | 1<br>(－)   | 6<br>(3)              |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションとしての新株予約権の付与であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「第21期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項 事業報告 2 会社の現況 (2) 新株予約権等の状況 ② 当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況」に記載しております。

3. 取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬限度額は、2018年8月17日開催の第13期定時株主総会において、年額200百万円以内 (但し、使用人分給与は含まない。) と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は2名 (内、社外取締役は0名) です。

また、金銭報酬とは別枠で、2025年8月22日開催の第20期定時株主総会においてストック・オプションとしての新株予約権240個 (新株予約権1個当たり100株) の付与を上限として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は2名 (内、社外取締役は0名) です。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月17日開催の第13期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

二. 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）島田憲和氏は、島田憲和公認会計士事務所所長であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）浦勝則氏は、東京丸の内法律事務所パートナー弁護士、FANTAS technology(株)社外監査役及び(株)スタイルポート社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）佐藤康夫氏は、アタラ(株)会長であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                  |      | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                   |
|------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 島田憲和 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で監査体制の強化、議案審議、適宜助言及び提言を行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 浦勝則  | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法務等に関し、弁護士としての専門的見地に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で監査体制の強化、議案審議、適宜助言及び提言を行っております。      |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 佐藤康夫 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で監査体制の強化、議案審議、適宜助言及び提言を行っております。       |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

フィードフォースグループ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三井勇治 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山崎光隆 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フィードフォースグループ株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィードフォースグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

フィードフォースグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三井勇治  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎光隆  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フィードフォースグループ株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制の担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月29日

フィードフォースグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 島 田 憲 和 ㊞

監 査 等 委 員 浦 勝 則 ㊞

監 査 等 委 員 佐 藤 康 夫 ㊞

(注) 常勤監査等委員島田憲和、監査等委員浦勝則及び佐藤康夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考書類

<会社提案（第 1 号議案から第 5 号議案）>

#### **第 1 号議案** 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第 1 項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 減少する資本金の額 | 31,123,085円  |
| (2) 効力発生日     | 2026年10月 1 日 |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会のあり方及び各取締役候補者の業務執行状況、見識、能力等を確認し、検討を行いました。その結果、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | かとう ひでや<br>加藤 英也<br>(1983年6月9日)        | 2006年4月 (株)セプテーニ入社<br>2008年10月 (株)サイバーエージェント入社<br>2015年12月 (株)LITALICO入社<br>2018年9月 (株)Logoliss入社<br>2020年11月 (株)リワイア入社<br>取締役就任<br>2021年9月 (株)ソーシャルPLUS取締役就任（現任）<br>2022年3月 (株)リワイア代表取締役就任（現任）<br>2023年3月 当社グループ執行役員就任<br>2024年3月 (株)フィードフォース取締役就任（現任）<br>2025年8月 当社取締役社長就任（現任）<br>2025年8月 アナグラム(株)取締役就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)ソーシャルPLUS取締役<br>(株)リワイア代表取締役<br>(株)フィードフォース取締役<br>アナグラム(株)取締役 | 224,500株       |
| 2     | ※<br>こやま じゅんや<br>小山 純弥<br>(1992年2月15日) | 2015年4月 アナグラム(株)入社<br>2023年12月 アナグラム(株)執行役員就任<br>2024年8月 アナグラム(株)代表取締役就任（現任）<br>2024年8月 当社グループ執行役員就任（現任）<br>2024年12月 (株)ソーシャルPLUS取締役就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>アナグラム(株)代表取締役<br>(株)ソーシャルPLUS取締役                                                                                                                                                                                                    | 224,500株       |

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 加藤英也氏及び小山純弥氏はアナグラム株式会社の取締役であるため、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 2.会社の現況（3）会社役員の状況に記載のとおりです。各取締役候補者が取締役に選任され、就任しますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | しま だ のり かず<br>島 田 憲 和<br>(1983年7月16日) | 2008年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人<br>トーマツ）入社<br>2012年12月 公認会計士登録<br>2022年10月 税理士登録<br>2022年7月 島田憲和公認会計士事務所 所長就任（現<br>任）<br>2022年8月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現<br>任）<br>2025年8月 (株)フィードフォース監査役就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>島田憲和公認会計士事務所 所長<br>(株)フィードフォース監査役 | —                 |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)       | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | うら かつ のり<br>浦 勝 則<br>(1978年3月14日) | <p>2003年10月 弁護士登録 ブレークモア法律事務所入所<br/>2012年1月 ブレークモア法律事務所パートナー弁護士<br/>2015年6月 (株)MC J 社外取締役就任<br/>2017年8月 当社社外監査役就任<br/>2018年6月 (株)Fan's (現FANTAS technology(株))<br/>社外監査役就任 (現任)<br/>2018年8月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)<br/>2020年4月 東京丸の内法律事務所パートナー (現任)<br/>2021年6月 ダイヤ通商(株) (現 (株)CAPITA) 社外取締役 (監査等委員) 就任<br/>2021年12月 (株)スタイルポート社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)<br/>2026年6月 (株)AKIBAホールディングス社外取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>東京丸の内法律事務所パートナー<br/>FANTAS technology(株)社外監査役<br/>(株)スタイルポート社外取締役 (監査等委員)<br/>(株)AKIBAホールディングス社外取締役</p> | —                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | 佐 藤 康 夫<br>(1958年10月17日) | 1982年 4 月 (株)旭通信社（現(株)ADKホールディングス）入社<br>1996年10月 (株)デジタルガレージ入社 取締役インフォシーク事業部長就任<br>1999年 6 月 (株)インフォシーク 執行役員副社長就任<br>2001年10月 グーグル(株)入社 ディレクター（セールス&オペレーションズ）就任<br>2005年 4 月 同社 執行役員営業本部長就任<br>2010年10月 アタラ合同会社（現アタラ(株)） 会長就任（現任）<br>2020年 8 月 当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>アタラ(株) 会長 | —                 |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 島田憲和氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。

3. (1) 島田憲和氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏の公認会計士としての豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 浦勝則氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏の弁護士としての豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(3) 佐藤康夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、インターネット検索・広告・マーケティング分野における豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。

4. 島田憲和氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。それぞれの監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年、8年及び6年となります。

5. 当社は、島田憲和氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300千円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としており、島田憲和氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、2.会社の現況（3）会社役員の状態に記載のとおりです。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は、島田憲和氏、浦勝則氏及び佐藤康夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| たけ ふし こう じ<br>竹 節 浩 二<br>(1982年5月15日) | 2010年2月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入社<br>2013年10月 バートンジャパン合同会社入社<br>2016年10月 有限責任監査法人トーマツ入社<br>2020年11月 竹節浩二公認会計士事務所 所長就任（現任）<br>2023年7月 自由住宅株式会社 社外監査役就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>竹節浩二公認会計士事務所 所長<br>自由住宅株式会社 社外監査役 | —                      |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹節浩二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 竹節浩二氏を補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏の公認会計士としての豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外監査役等の社外役員を除き、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 竹節浩二氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300千円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 2.会社の現況 (3) 会社役員の状況に記載のとおりです。補欠の監査等委員である取締役候補者の選任が承認され、竹節浩二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 竹節浩二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に割り当てる新株予約権については、当社における貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、取締役に対する金銭でない報酬等に該当するものとして、ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額を、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正な価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とすることにつき併せてご承認をお願いするものであります。ここでいうところの「新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正な価額」の算定につきまして、新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2018年8月17日開催の第13期定時株主総会において、年額2億円以内とする旨ご承認を頂いておりますが、当該報酬とは別枠で、ご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的とするものであります。

### 2. 新株予約権割り当ての対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員

### 3. 本株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることのできる新株予約権の内容及び数の上限等

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式230,000株（うち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する割り当てについては30,000株）を上限とする。ただし、本項なお書きの定めにより新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

なお、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普

通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

## (2) 新株予約権の数

2,300個（うち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する割り当てについては300個）を上限とする。

なお、付与株式数は、新株予約権1個につき、当社普通株式100株とする。ただし、前項(1)に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

## (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」にそれぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は割当日から2年を経過した日から2032年5月31日（ただし、行使期間の開始日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員又は従業員並びに社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
- (ii) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (iii) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (iv) 各本新株予約権の一部の行使はできない。
- (v) 権利行使時まで、新株予約権者が本新株予約権の割当契約に違反した場合には行使できない。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- (i) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得する。
- (iii) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から、上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (ii) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (iii) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)に定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記(5)に定める行使期間の末日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(9)に定めるところと同様とする。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(viii) その他新株予約権の行使の条件

上記(6)に準じて決定する。

(ix) 新株予約権の取得事由及び条件

上記(7)に定めるところと同様とする。

(x) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(11) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、委任に基づき募集事項を決定する当社取締役会の決議において定める。

#### 4. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社は、上記の目的に加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は1%未満とその希薄化率は軽微であることを勘案し、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。また、本議案は、監査等委員会の審議を受けて取締役会で決定しております。なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告2. 会社の現況(3) 会社役員の状態に記載のとおりであります。本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

<株主提案（第6号議案）>

第6号議案は、株主様（1名）からのご提案によるものであります。  
なお、以下に記載の「提案内容」及び「提案理由」は、提案株主様から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま記載しております。

**第6号議案 定款一部変更の件**

1. 提案理由

コーポレート・ガバナンスの透明性を向上させ、不透明な支出や不適切な利益供与を監視できる体制を構築するためです。現職役員のみならず、退任後の顧問料等を含めたグループ全体からの総報酬を個人別に開示することを定款に定めることにより、経営資源配分の妥当性を担保することを目的とします。

2. 提案内容

| 現行定款                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (報酬等)<br>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。<br>(新設) | (報酬等)<br>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。<br><u>2 当会社は、前項の報酬等に加え、対象者が当社グループ会社から受ける報酬、顧問料、業務委託料等の年間合計額（グループ総報酬）を、個人別に開示するものとする。</u><br><u>3 前項の対象者は、当社の役員、当社グループの執行役員、子会社の役員、およびこれらの職にあった者（顧問等として支払いを受ける退職者を含む）とする。</u> |

### 3. 取締役会の意見

**当社取締役会としては、本議案に反対いたします。**

役員報酬等の開示の在り方は、法令の改正や社会・経済情勢の変化に応じて機動的に見直すべき事項であります。これを、変更株主総会の特別決議を要する会社の根本規範である定款に固定的に定めることは、かえって適時かつ柔軟な対応の妨げとなるおそれがあり、適切でないと考えます。

上記の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

# ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及び事前質問の受付のご案内

## 1. 配信日時

2026年8月21日（金曜日）午前10時から（当日午前9時55分からオンライン入場可能）

## 2. 視聴方法

【当社 YouTubeチャンネル】

[https://youtube.com/channel/UCun\\_ZvpNBS9\\_gKvpGqHTQu?si=LP47Fewmkhp46h58](https://youtube.com/channel/UCun_ZvpNBS9_gKvpGqHTQu?si=LP47Fewmkhp46h58)

上記のURLへアクセスいただくか、右記QRコードを読み込んでご視聴ください。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。



## 3. 質問方法

下記URLより質問を受け付けております。下記の注意事項をご確認の上、フォームよりお送りください。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容によっては、全てのご質問にお答えできない場合がございます。

【URL】 <https://forms.gle/xCNPbyxbjrUyWdyJ7>

【受付期間】 2026年8月6日（木曜日）から 同年8月18日（火曜日）午後7時 まで

## 株主総会会場ご案内図



会場 東京都港区南青山一丁目2番6号  
ラティス青山スクエア3階 会議室

TEL 03 - 6732 - 5488

交通 東京メトロ銀座線・半蔵門線、  
都営大江戸線「青山一丁目」駅4番（南）出口から徒歩約1分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。